

山形県は、「農林漁業者」、「食料品製造業者」、「卸売・小売業者」が  
取り組む県産米粉商品の開発を支援します！



# 令和4年度 県産米粉を使用した 商品開発支援事業

【応募期間】

令和4年7月1日(金)～  
令和4年8月5日(金)

## ① 募集する事業の内容

- (1) 新商品の開発支援事業
- (2) 既存商品の改良支援事業

## ② ご利用いただける対象者

- (1) 県内で食品の生産活動を行っている「**農林漁業者**」
- (2) 県内で食品の生産活動を行っている「**農林漁業者**」であって「**食料品製造業者**」  
(県内に主たる事業所を有し、県内の工場で製造する「**食品製造業者**」) **と連携するもの**又は  
「**食料品製造業者**」であって、当該者又は委託製粉事業者が県内で食品の生産活動を行  
っている「**農林漁業者**」と**連携するもの**
- (3) 上記①又は②と連携する県内に主たる事業所を有する「**卸売業者**」又は「**小売業者**」

## ③ 対象となる取組み

県産米粉を使用した県内製造の米粉商品の開発・改良の取組み

## ④ 補助金の額

- 補助対象経費の **1/2** に相当する額又は **50万円** のいずれか低い額以内  
※ 予算に限りがあるため、満額交付とならない場合があります。

## ⑤ 補助対象経費

- (1) 専門人材に係る経費 (謝金、旅費)
- (2) マーケティング・調査に係る経費 (原材料費、旅費、資材購入費、委託費、施設借料・使用料 等)
- (3) 商品開発・改良に係る経費 (原材料費、コンサルティング料、製造機器等レンタル・リース料 等)
- (4) パッケージデザインに係る経費 (商品パッケージ等のデザイン料 試作用の包材費、版代、型代等含む)
- (5) 各種検査・登録に係る経費 (成分分析費、品質保証表示・商標登録を得るための費用 等)
- (6) 広告宣伝に係る経費 (パンフレット、ポスター、カタログ等製作費・広告料等の PR 費)
- (7) 展示会等出展に係る経費 (旅費、消耗品費、小間料、施設借料・使用料、広告料、外注費 等)

## ⑥ 応募に必要な書類

- (1) 事業計画書の提出文書（公募要領：別記様式第2号）
- (2) 事業計画書（交付要綱：別記様式第1号）
- (3) 製造・販売に必要な許可証等の写し
- (4) その他計画の説明資料（任意様式）

## ⑦ 補助要件（主なもの）

原材料	・ 原材料として、県産米粉を使用すること
製造	・ 商品の最終製造（事業主体が卸売業者又は小売業者の場合は、商品の委託製造）は、県内で行うものであること
目標	・ 農林漁業者 事業完了後3年目の事業対象商品の販売額が、現状と比較し1.2倍以上となること ・ 食料品製造業者、卸売業者、小売業者 事業完了後3年目の事業対象商品の販売額が、2年目の販売額の1.2倍以上となること
その他	・ 新商品開発等に必要な許可等を行って製造・販売を行っていること ・ 令和5年2月28日までに開発商品の販売又は商品化（試作品を完成）すること ・ やまがた米っ粉クラブへ会員登録し、県産米粉の普及啓発及び利用拡大に努めること

※ 詳細は、「[交付要綱](#)」及び「[公募要領](#)」をご確認ください。

※ 事業完了後、商品の販売が開始された場合には、その状況を県に報告してください。

## ⑧ 事業計画の採択

提出された事業計画は、県が設置する審査会において審査を行い、結果は郵送にて通知します。

※ 県予算の範囲内で、取組内容の具体性、県産米粉の利用拡大効果、販売戦略、地域への波及効果等を審査のうえ決定します。

※ 結果（不採択理由等）に関するお問い合わせには応じられません。

## ⑨ 補助金の交付決定

○ 事業採択の通知を受けてから、交付要綱に基づき、補助金の交付申請を行ってください。

○ 内容審査後、補助金の交付決定を行います。 （※ 交付決定前に事業着手はできません。）

## ⑩ 補助金手続きの流れ



## 問い合わせ・事業計画書の提出先

山形県農林水産部農業技術環境課 [米・米粉食品開発担当]

〒990-8570 山形県山形市松波2-8-1 (県庁9階)

☎023-630-3192